

## 小野市文化財保存活用地域計画作成支援業務

### 公募型プロポーザル実施要項

#### 1 業務の目的

小野市では、文化財の保存と活用を推進するため、文化財保護法第 183 条の 3 の規定に基づき「小野市文化財保存活用地域計画」を作成する。計画作成にあたり、文化財やまちづくりに関する専門的かつ広い視点で将来性を反映させたものとするため、本公募型プロポーザルにおいて広く提案を募るものである。

#### 2 業務の概要

- (1) 業務名 教文第 2 号 小野市文化財保存活用地域計画作成支援業務
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 選定方式 公募型プロポーザル方式
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和 4 年 3 月 31 日
- (5) 見積上限額 令和 3 年度 3, 600 千円（消費税及び地方消費税を含む）  
(参考) 令和 4 年度は 4, 500 千円、令和 5 年度は 4, 100 千円、  
総額 12, 200 千円を要求予定（いずれも消費税及び地方消費税を含む）。
- (6) 支払条件 前金払、部分払 無

#### 3 参加資格要件

参加者は、次に掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

- (1) 文化庁の規定する「文化財保存活用地域計画」及び「歴史文化基本構想」に精通し、過去 5 年以内に同種業務の実績を有すると認められる者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 小野市の物品・役務の提供等登録業者一覧に登録されている者であること。なお、未登録業者については、参加表明書提出期限（令和 3 年 6 月 4 日）までに別途入札等参加資格審査申請（物品・役務の提供等）を行うこと。
- (4) 参加表明書の提出から契約締結までの間において、指名停止の措置を小野市から受けている者または受けることが明らかである者でないこと。
- (5) 小野市暴力団排除条例（平成 24 年小野市条例第 1 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定する暴力団、暴力団員または暴力団密接関係者でないこと。

(6) 会社更生法（平成 14 法律第 154 号）に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者でないこと。

(7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされている者でないこと。

(8) 法人税（個人企業にあつては所得税）、消費税及び地方消費税に未納がない者であること（徴収猶予の扱いを受けている者を除く）。

#### 4 本プロポーザルの実施スケジュール（予定）

項目	日程
公告	令和 3 年 5 月 24 日（月）
質問受付期間	令和 3 年 5 月 24 日（月）～5 月 28 日（金）
質問への回答日	令和 3 年 5 月 31 日（月）
参加表明書の受付期間	令和 3 年 5 月 24 日（月）～6 月 4 日（金）
参加資格確認結果の通知	令和 3 年 6 月 8 日（火）
参加非資格者の疑義申立て期限	令和 3 年 6 月 11 日（金）
参加非資格者への疑義申立て回答日	令和 3 年 6 月 15 日（火）
企画提案書の受付期間	令和 3 年 6 月 8 日（火）～6 月 18 日（金）
プレゼンテーションの実施	令和 3 年 6 月 25 日（金）
審査	令和 3 年 6 月 25 日（金）
審査結果の通知・公表	令和 3 年 6 月 30 日（水）
最優秀提案者への見積依頼	令和 3 年 6 月 30 日（水）
契約締結	令和 3 年 7 月 7 日（水）

※応募者多数の場合は一次書類選考を行う場合がある。

#### 5 参加表明に関する質問の受付と回答

##### (1) 質問方法

質問書【様式 1】を用いて、本要項 15 に掲げる担当部署に電子メールで提出すること。  
件名は「地域計画質問書（事業者名）」とし、電話にて送達確認を行うこと。

##### (2) 受付期間

令和 3 年 5 月 24 日（月）から同月 28 日（金）

##### (3) 回答方法

令和 3 年 5 月 31 日（月）に電子メールで質問者に対し質問内容及び回答を送付する。

#### (4) その他

電子メール以外の方法（ファックス、口頭、電話等）による質問は一切受け付けない。

### 6 参加手続き

参加を希望する事業者は、以下により参加表明書及び必要書類を提出しなければならない。

#### (1) 提出書類

- ①【様式2】参加表明書
- ②【様式3】会社概要書
- ③【様式4】業務実績書
- ④【様式5】主たる担当者の経歴等
- ⑤納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納のない証明書）

#### (2) 受付期間

令和3年5月24日（月）から6月4日（金）

#### (3) 提出方法

本要項・仕様書を確認、必要事項を記入し、社印・代表者印を押印のうえ、持参又は郵便書留により提出すること。

#### (4) 提出先

本要項15に掲げる担当部署

### 7 参加資格確認結果の通知

参加資格の結果は、令和3年6月8日（火）に、参加表明書に記載のあるメールアドレスに電子メールで通知する。正文については、別途郵送により送付する。

### 8 疑義の申立て

参加資格の結果について疑義のある非資格者は、参加資格がないと認めた理由について書面（任意様式）にて説明を求めることができる。

#### (1) 疑義申立ての期限

令和3年6月11日（金）

#### (2) 疑義申立て回答日

令和3年6月15日（火）

## 9 企画提案書の提出

参加資格を有すると認められた者（以下「参加資格者」という。）は、以下により企画提案書一式を提出する。

### (1) 提出書類

- ①【様式6】企画提案書（表紙）
- ②提案内容書（様式任意）
- ③業務スケジュール（様式任意）
- ④業務実施体制（様式任意）
- ⑤参考見積書（様式任意）

### (2) 受付期間

令和3年6月8日（火）から6月18日（金）

### (3) 提出方法

本要項・仕様書を確認、必要事項を記入し、社印・代表者印を押印のうえ、持参又は郵便書留により提出すること。

### (4) 提出先

本要項15に掲げる担当部署

### (5) 注意事項

- ・企画提案書一式は、A4判片面横ファイル上綴じ製本とすること（A3判折込不可）。
- ・企画提案書一式の文字サイズは10.5ポイント以上とする。ただし、図表に関してはこの限りではない。
- ・仕様書5の業務内容を確認のうえ、図や表を用いて簡単明瞭に記載し、各事業者の強みを活かし、専門知識を有しない者であっても理解できるような表現、内容とすること。
- ・提出部数は正本1部、副本（正本写し）10部とする。また、正本データをCDに入れて同封すること。
- ・見積書は税込金額で令和3～5年度の年度ごとに記載し、かつ本要項2（5）に記載の見積上限額を上回らないこと。

## 10 プレゼンテーションの実施

参加資格者によるプレゼンテーション「以下「プレゼン」という。」を実施する。詳細は別途通知する。

### (1) 実施日・会場

実施日：令和3年6月25日（金）

会 場：小野市立好古館（兵庫県小野市西本町 477）

(2) 実施内容

1 参加資格者 30 分程度を予定（説明 20 分、質疑 10 分）

(3) 説明資料

本要項 9 の企画提案書一式を基に説明し、差し替えや追加は認めない。

(4) 機材等

プレゼンに用いる機材は、参加資格者が準備することとする。ただし、スクリーンとプロジェクターは小野市が準備する。

(5) その他

- ・ 1 参加資格者につき 3 名までとする。
- ・ プレゼンの順番については、企画提案書を受け付けた順番とする。

## 11 審査

参加資格者のプレゼンを受けて各審査員が別表 1 に基づき審査し、最も優れた提案を行った者（以下「最優秀提案者」という。）を 1 者選定する。

(1) 審査結果の通知・公開

審査結果は文書で通知し、最優秀提案者を小野市・小野市立好古館ホームページで公開する。

(2) その他

審査の過程は非公開とし、審査結果の疑義は受け付けない。

## 12 契約締結

本要項 11 により選定された最優秀提案者の決定後、速やかに企画提案書を基に詳細を協議し、改めて見積書の提出を求め、契約を締結する。なお、この協議が不調となったときは、審査により順位付けられた上位の者から順に協議を行うものとする。

## 13 失格

次のいずれかに該当した場合は、失格となることがある。

- (1) 提出書類等の本要項の提出方法、条件等に適合しない場合
- (2) 虚偽の内容が記載されている場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 審査員に不当な働きかけをした場合
- (5) その他、本要項に違反すると認められた場合

## 14 その他

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成、提出、その他プロポーザルの参加に関して要する費用は全て事業者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。

## 15 担当部署

小野市教育委員会教育管理部いきいき社会創造課（小野市立好古館）

〒675-1375 兵庫県小野市西本町 477

☎ 0794-63-3390

✉ kokokan@city.ono.hyogo.jp

休館日は月曜日（ただし、祝日の場合は翌日）

開館時間 9時30分から17時00分

**(別表 1) 審査の評価基準**

評価項目	評価の視点〔配点〕	合計配点
①実施体制・業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務を安定的に遂行するために十分な人員、専門的人材が組織され、円滑なコミュニケーションが行えるか。〔10点〕</li> <li>・文化財保存活用地域計画、その他文化財に関する計画の作成の実績があるか。〔10点〕</li> </ul>	20
②業務の理解度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財保護法や文化財保存活用地域計画に関する十分な知識と理解を有しているか。〔10点〕</li> <li>・近年の文化財をめぐる情勢を的確に把握しているか。〔10点〕</li> </ul>	20
③企画提案内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小野市の地理的、歴史的な特性を的確に把握できているか。〔10点〕</li> <li>・文化財の保存と活用に関する具体的な提案がなされているか。〔10点〕</li> <li>・確実に業務を遂行できるスケジュールとなっているか。〔10点〕</li> <li>・事業者の強みが発揮されるか。〔10点〕</li> </ul>	40
④プレゼン方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案書やプレゼンの内容が簡潔明瞭にまとめられ、質疑に対して的確に回答できているか。〔10点〕</li> </ul>	10
⑤見積金額	(全見積金額中の最低金額) / (見積金額) × 10点 算出 (小数点第2位を四捨五入)	10
合計		100

**【評価方法】**

- ・各評価項目は、「特に優秀：5」「優秀：4」「普通：3」「やや不十分：2」「不十分：1」の5段階で評価し、各々2倍する。(ただし、前述⑤は除く)
- ・審査員が一人100点満点で採点し、各審査員の得点を合計して最高得点となった者を最優秀提案者として選定する。
- ・最高得点の者が複数いる場合は、③企画提案内容の点数が高いものを選定する。